

▼その他の必要な手続き（各地域庁舎市民福祉課でも手続きができます）

対象者	異動手続きに必要なもの（必ず印鑑をお持ちください）			窓 口
	転出するとき	転入したとき	市内で転居したとき	
国民健康保険または後期高齢者医療に加入している方、福祉医療証をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険証 ○国保限度額適用・標準負担額減額認定証 ○後期高齢者医療保険証 ○後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ○国保または後期高齢者医療特定疾病療養受療証 ○福祉医療証（重度心身障害〈児〉者医療⑧・子育て支援医療⑦・ひとり親家庭等医療⑨） <p>※福祉医療（⑧・⑦・⑨）の該当要件や必要書類等は、市区町村で異なります。それぞれご確認ください。</p> <p>【共通】 ○対象者及び世帯主のマイナンバーカードまたは通知カード ○本人確認書類（詳しくは市HP「国保の手続き」をご覧ください）</p> <p>※届出によっては世帯主の印鑑（認印）が必要な場合あり（シャチハタ印等は不可）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○世帯主の印鑑 ○後期高齢者医療負担区分等証明書（県外からの転入の場合で、前に住んでいた市区町村で発行されたもの） <p>※限度額適用・標準負担額認定証が必要な場合、所得・課税額証明書の提出を求められる場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険証 ○国保限度額適用・標準負担額減額認定証 ○後期高齢者医療保険証 ○後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ○福祉医療証（重度心身障害〈児〉者医療⑧・子育て支援医療⑦・ひとり親家庭等医療⑨） <p>※世帯内変更で、世帯主または続柄が変わったときも手続きが必要です。</p>	<p>本所国保年金課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国保医療担当 ☎内線124 ○後期高齢者医療担当 ☎内線126
国民年金に加入している方	【共通】 ○年金手帳	○年金証書	○年金証書	<p>本所国保年金課</p> <ul style="list-style-type: none"> ☎内線113
介護保険証をお持ちの方	○介護保険証	○前に住んでいた市区町村で発行された介護保険証（住所地特例施設に入所される方）	○介護保険証	<p>本所長寿介護課</p> <ul style="list-style-type: none"> ☎内線187
児童手当を受給している方	○受給者の印鑑	<ul style="list-style-type: none"> ○受給者の印鑑 ○受給者の預金通帳 ○受給者の健康保険証 ○マイナンバーカードまたは通知カード 	届出は不要です	<p>本所</p> <p>子育て推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ☎内線152
児童扶養手当を受給している方	【共通】 ○児童扶養手当証書	○マイナンバーカードまたは通知カード		<p>本所</p> <p>子育て推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ☎内線150
障害者手帳、自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証をお持ちの方	特になし ※新住所地に變更の届出をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険証 ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○自立支援医療受給者証 ○マイナンバーカードまたは通知カード <p>※所得・課税額証明書の提出を求められる場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○自立支援医療受給者証 ○障害福祉サービス受給者証 ○マイナンバーカードまたは通知カード 	<p>本所福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ☎内線137
犬を飼っている方	特になし ※新住所地に鑑札をお持ちの上、變更の届出をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ○前住所地での鑑札 <p>※鑑札を紛失の場合は、再交付扱いとなり、1,600円の手数料が必要です。</p>	お持ちいただくものはありませんが、届出が必要です	<p>健康課</p> <p>（にこ♥ふる）</p> <ul style="list-style-type: none"> ☎内線361

学生を鶴岡市で国保に加入させる場合は、在学証明書と現住所を確認できる書類の提出が必要です。

●進学で市外へ転出したとき

▼必要なもの

- ・国民健康保険証
 - ・在学証明書（合格通知書の場合、後日在学証明書の提出が必要）
- ※学生用の保険証の有効期限が切れる場合は、期限の延長や資格をな

くす手続きが必要です。

国民年金の手続き

届本所国保年金課☎内線113または各地域庁舎市民福祉課へ

●職場の厚生年金や共済組合に加入したとき

▼必要なもの

- ・職場の健康保険証
- ・印鑑

・年金手帳

●職場の厚生年金や共済組合を離脱したとき

▼必要なもの

- ・職場の健康保険の資格喪失証明（健康保険・厚生年金保険等資格喪失連絡票など）
 - ・印鑑
 - ・年金手帳
- ※扶養している配偶者（60歳未満）がいる方は併せて届出が必要です。

転入・転出等の手続きは忘れずにしましょう

市役所への届出

引っ越しの際は、住民異動届（転入・転居・転出）の提出が必要です。手続きの際は、異動届を提出する（窓口に来庁する）方の本人確認書類をご提示ください。

※本人確認書類…運転免許証またはマイナンバーカード（個人番号カード）等。

問 本所市民課 ☎内線111または各地域庁舎市民福祉課へ

● 転出するとき

本市から他の市区町村へ引っ越しする場合、転出証明書を発行します。転出予定日の14日前から手続きができます。

▼ 必要なもの

- ・ 印鑑登録証（登録をしている方）
- ・ マイナンバーカード（お持ちの方）
- ・ 住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ・ 国民健康保険証（加入している方）
- ・ 後期高齢者医療保険証（加入している方）
- ・ 年金手帳（お持ちの方）
- ・ 介護保険証（お持ちの方）

※新住所地に引っ越した日から14日以内に転入手続きをしてください。

● 転入するとき

他の市区町村から本市に引っ越しした方は、住み始めた日から14日以内に手続きをしてください。

▼ 必要なもの

- ・ 前に住んでいた市区町村からの転出証明書
- ・ マイナンバーカードまたは通知カード
- ・ 住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ・ 在留カードまたは外国人登録証（外国籍の方）
- ・ 世帯主の印鑑（国民健康保険に加入する方）
- ・ 後期高齢者医療負担区分等証明書（県外からの転入の場合で、前に住んでいた市区町村で発行されたもの）
- ・ 年金手帳（お持ちの方）、年金証書（年金を受給している方）
- ・ 前に住んでいた市区町村で発行された介護保険証（住所地特例施設に入所される方）

● 市内で転居したとき

転居した日から14日以内に届出をしてください。

▼ 必要なもの

- ・ マイナンバーカードまたは通知カード
- ・ 住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ・ 在留カードまたは外国人登録証（外国籍の方）
- ・ 国民健康保険証（加入している方）
- ・ 後期高齢者医療保険証（加入している方）
- ・ 年金手帳（お持ちの方）、年金証書（年金を受給している方）
- ・ 介護保険証（お持ちの方）

● 世帯内に変更があったとき

世帯主が変わるなど、世帯の中で変更があった場合、14日以内に届出をしてください。

▼ 必要なもの

- ・ 国民健康保険証（世帯で加入している全員分）

以上のような異動届のほか、福祉医療や児童手当等の届出も必要です。手続きをしないと、給付を受けられなくなることがあるので、受給している方は、右ページの表をご覧くださいの上、忘れずに手続きをしてください。

上下水道部への届出

水道を使わなくなっても、届出をしないと、引き続き水道料金が掛かります。引っ越しの際、次のような場合は届出が必要です。

▷ 水道を使用しなくなるとき

▷ 新たに水道を使用するとき

▷ 使用者、所有者が変わるとき

※ 3日前（土曜・日曜日、祝日を除く）までにご連絡ください。

※ 所有者変更以外は、電話で届出ができます。

※ 料金のお支払いは口座振替をお勧めします。なお、市内または三川町内に転居し、引き続き同じ金融機関の口座振替を希望する場合は、併せてご連絡ください。

問 上下水道部お客さまセンター ☎23 - 7609

就職や離職、進学をしたとき

国民健康保険と国民年金の切替え手続き

※このほかの場合は本号10ページ。

国民健康保険の手続き

問 本所国保年金課 ☎内線124または各地域庁舎市民福祉課へ

◆ 国民健康保険に関する手続きでは世帯主と手続き対象者のマイナンバーを確認します

◆ 手続きに来庁した方の本人確認書類を提示してください

● 職場の健康保険に加入したとき

▼ 必要なもの

- ・ 国民健康保険証
- ・ 職場の健康保険証
- ・ 福祉医療証（お持ちの方）
- ・ 国保限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方）

● 職場の健康保険を離脱したとき

▼ 必要なもの

- ・ 職場の健康保険の資格喪失証明（健康保険・厚生年金保険等資格喪失連絡票など）
 - ・ 世帯主の印鑑
 - ・ 福祉医療証（お持ちの方）
- ※ 扶養していた市外へ転出している

市政



市役所本所市民課の窓口を休日開設・平日時間延長します

3月下旬～4月上旬は住所変更に関する手続きで市民課の窓口が大変混雑します。次のとおり、一部業務について窓口を休日開設・平日時間延長しますので、ぜひご利用ください。



▼平日時間延長(午後7時まで) 3月25日⑤～29日⑤、4月1日⑤～5日⑤

▼取扱い業務 ▼住民異動届(転入届・転出届・転居届等) ▼印鑑登録各種証明書の交付(住民票の写し・戸籍全部(個人)事項証明書・印鑑登録証明書・所得課税証明書等)

※住民基本台帳カード・マイナンバーカードを利用した転入や海外からの転入の届出、広域交付住民票・納税証明書の交付は取扱いができませんのでご注意ください。

問本所市民課☎内線111

各種証明書を持ち帰るために使用する 広告入り窓口用封筒 寄附者募集

規格・予定数量 ①角形2号程度(A

4判の用紙が入る大きさ)：7万3,000枚 ②角形6号程度(A5判の用紙が入る大きさ)：1万枚

■設置期間

8月1日④～来年7月31日⑤

設置場所 本所市民課及び各地域庁舎市民福祉課の窓口、その他市長が指定する場所

■鶴岡市広告掲載要綱、鶴岡市広告入り窓口用封筒の寄附に関する取扱要領を確認の上、3月15日⑤～29日⑤に窓口用封筒寄附申込書(関係書類を添付)を本所市民課☎内線158へ

他市HP

窓口用封筒・表	窓口用封筒・裏

平成30年鶴岡市消防本部管内 火災・救急の概要

▼火災件数、損害額、死者・負傷者数 総出火件数は53件で過去5年間で最も多くなりました。そのうち住宅火災は11件。火災による損害額は9、435万円、前年より3、955万円増です。死者は2人で前年より3人減、負傷者は3人で前年より2人減です。

▼出火原因第1位は「たき火」 出火原因は「たき火」が6件で最も多く、次いで「こんろ」、「電灯・電話等の配線」が各4件、「たばこ」が2件、「ストー

ブ」が1件の順となっております。「その他」が22件、「不明・調査中」が14件です。そのうち住宅火災の出火原因は、「こんろ」、「たばこ」が各2件、「ストーブ」が1件、「その他」、「不明・調査中」が各3件です。

▼住宅用火災警報器 全ての住宅に設置が義務付けられています。定期的に掃除・点検し、本体は10年を目安に交換しましょう。

▼救急出動件数は1日平均16・5件 救急出動件数は6、052件で、前年より249件増です。救急車で搬送された人員は5、658人で前年より32人増です。搬送の事故種別では、「急病」が3、801人で全体の67・2%を占め、次いで「一般負傷」が810人、「転院搬送」が557人です。

年	出火件数 (うち住宅)	救急出動件数
H26	49(11)	5,882
H27	46(10)	5,677
H28	36(15)	5,580
H29	47(16)	5,803
H30	53(11)	6,052

問消防本部☎22・8330

庄内自然博物館構想推進協議会 運営委員を公募します

対次の全てに該当する方若干名(地方公共団体の議会の議員及び常勤の公務員を除く) ①今年4月1日現在で20歳以上である ②市内に在住または勤務している ③年3回程度平日に開催する会議に出席できる

市長の

一筆入魂

(14)

2月2日、朝日中央地区自治振興会との対話集会を開催した。「広報・広聴行政」、市長が直接住民の皆様の見聞を聴くことを含む広聴活動は、市の取り組みを周知する広報とともに、地方自治を支える重要な行政活動だ。

この日は自治会長さんやPTA会長さん、事務局の方々を含め20人ほどが参加。細かな数値などは朝日庁舎の支所長などにサポートしてもらいながら、予定を30分超過する熱気あふれる意見交換となった。

「対話と協働の市政」を掲げて2年目に入った。「対話は手法に過ぎないのでは？」との意見を市議会で頂戴したこともあったが、「対話」は、政策のあり方や内容につながる、政治・行政の基本である。旧朝日村のような過疎法の過疎地域に該当する地域は、生み出す経済的な効果が小さいと思われるが、国土の保全や水源の涵養、文化の継承など、貨幣にすぐには換算できない価値、外部経済効果などにもつと目を向ける必要がある。私は、都市住民には見えにくい農山漁村の価値を、住民の皆さんに誇りを持ってもらうと発信してほしいと訴えた。中山間地の田畑の保全が困難となっている生々しい実情、単なるスポーツ・余暇施設

診療体制が変わります

問 荘内病院医事課 ☎26 - 5111 内線6119

【呼吸器外科】 【心臓血管外科】

3月5日以降、新たに日本海総合病院から医師が派遣されるため、これまでの診療時間に加えて、次のとおり外来診療を開始します。初診の方は、地域の医療機関の紹介状をご用意ください。

呼吸器外科	毎週火曜日午後（当面予約診療のみ）
心臓血管外科	毎週水曜日午後

【呼吸器科】

4月以降、常勤の医師が不在になるため、新規患者の受入れを休止します。呼吸器疾患の専門診療が必要な場合はかかりつけ医等から他の医療機関に紹介していただくことになります。また、当院の内科外来、救急外来を直接受診された際は、他の医療機関を紹介させていただく場合があります。常勤医師の確保については大学医学部等への派遣要請などに鋭意努力していきます。ご理解とご協力をお願いします。

【眼科】

4月以降、非常勤医師1人に常勤専門医1人が加わり、2人体制で外来入院診療を行います。これまで行えなかった高度な手術等もできるようになります。初診の方はこれまでどおり事前に地域の医療機関の紹介状と診察予約が必要です。また、7月に常勤専門医がもう1人増え、診療体制がさらに充実します。

唾液を採取することで、複数のがんのリスクが分かります 唾液がんリスク検査

問 本所政策企画課 ☎内線525または荘内病院医事課 ☎26 - 5111 内線6119へ

本市が支援している慶大先端生命開発のベンチャー企業株式会社サリバテックが開発した「唾液がんリスク検査」が市内でも受けられるようになりました。この検査は、すいがんや大腸がんなど「現在がんである可能性」を唾液で調べることができるものです。

荘内病院では4月以降、人間ドック（入院）のオプション検査で受けることができます。

また、荘内病院以外でも市内で受けられる医療機関があります。詳細や検査できる医療機関などは、サリバテックHPでご確認ください。

防災

Yahoo! 防災速報アプリと連携しました

問 本所防災安全課 ☎内線185

本市とヤフー(株)は、災害時の情報発信に関する協定を締結しました。今後は「Yahoo! 防災速報」アプリでも市が発表する防災情報を配信します。災害発生時や台風接近時などに、避難所開設状況等が配信される予定です。なお、閲覧するにはアプリをインストールする必要があります。

■QRコードから「Yahoo! 防災速報」アプリをインストールしてください。
(アンドロイド、iOSのいずれも可)



（19日）に本所環境課内「同協議会」事務局 ☎内線720へ

福祉・年金



人工透析を受けている方に 通院交通費を助成します

■ 対次の全てに該当する方 ①本市に住民登録があり、腎臓機能障害による身体障害者手帳をお持ちの方 ②人工透析療法を受けるため交通機関（自家用車を含む）を利用して通院している方 ③本人及び同居世帯の生計中心者が所得税を課税されていない方 ④生活保護等で通院交通費の給付を受けていない方 ■ 助成額 通院交通費として実際に使った額と交付基準額のうちの低い方の額 ■ 3月29日（金）まで申請書・通院報告書と領収書（タクシー等を利用した方のみ）を本所福祉課 ☎内線1377または各地域庁舎市民福祉課へ

平成31年度分福祉タクシー券・福祉給油券の交付

対象者に申請書を送りしています。希望の方は必要事項を記入し、必ず押印の上、投かんしてください。届かない・紛失した・新たに対象になった方はお問い合わせください。

■ 対次のいずれかに該当する

- 方 ①身体障害者手帳1級
- ②療育手帳A
- ③3級



ではない子供たちの夢と地域の暮らしを支えるスキー場の役割、膝を突き合わせた切実な現場の声に政策のヒントが隠されていた。条件不利地域を支えることの重要性を多くの市民に分かってもらえるよう、私も更に努力したい。市長の仕事は幅が広い。分野も広ければ、東北一広い市域が対象なのだからエリアも広い。先日、西郷土地改良区から揮毫の依頼を受け、「竣工記念碑」と気合を込めて筆を進めた。市長の役目であるとはいえ、遠慮したいのは伝えていたのだが、「割字をしたので大丈夫だから」と紙が届けられ、達筆な見本を眺めながら「やらねば」と奮い立ち、一発で書き終えた。第三学区の新春の作品展でも、昨年に続き色紙の提出を求められ、書では自慢できるような作品を仕上げる自信はなかったが、文言の内容で勝負だと、昨年に続き同じことを書いた。

「請われれば 一差し舞える 人物になれ」

対話集を終えホールへ出ると、月山書風会が主催する書き初め展の準備が行われていた。「未来の夢」、「生きる力」、子供たちの力強い書が疲れを忘れさせた。「請われれば...」。お願いされたならいつでも舞うことができるように日頃の準備を怠るな、という意味である。難しいことであっても逃げずに、いつか子供たちにバトンを渡すその日まで、これからも対話と努力を続けて行きたい。

皆川 治

精神障害者保健福祉手帳1級 〇本所
福祉課 〇内線137または各地域庁舎
市民福祉課へ

国民年金保険料の 納め忘れはありませんか

国民年金保険料は、20歳から60歳までの40年間納めることになっています。納め忘れた期間があると、年金が減額されたり、万が一のとき、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなったりすることもあるので、忘れずに納めましょう。

▼保険料の免除・納付猶予等 保険料の一部免除（4分の3・半額・4分の1免除）の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めない、年金の受給資格期間には含まれず、受け取る年金額にも反映されません。また、納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間は、年金の受給資格期間には含まれませんが、受け取る年金額には反映されません。このため、将来、受け取る年金額を増やすために、免除や納付猶予を受けた期間の保険料を、10年前の分まで遡って納付（追納）することができません。ただし、納付対象月の属する年度の翌々年度を過ぎると、加算金が付きますのでご注意ください。

▼口座振替を利用すると納め忘れがありません 預金通帳・預金通帳届出印鑑・国民年金納付書を準備の上、金融機関窓口や鶴岡年金事務所にお申し込みください。口座振替でその月の保険

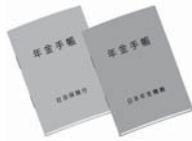
料をその月の月末に納めると、月額50円割引となる早割制度があります。クレジットカードで納付できる制度や保険料が割引される前納制度もあります。〇鶴岡年金事務所 〇23・5040、本所国保年金課 〇内線113または各地域庁舎市民福祉課へ

こんなときは国民年金の 加入、変更の手続きを

▼会社員とその配偶者（被用者年金加入者） ▼被用者年金をやめたとき 〇本人・配偶者の退職年月日を証する書類（離職票等）、年金手帳、印鑑 ▼配偶者の扶養から外れたとき 〇扶養から外れた日を証する書類、年金手帳、印鑑

▼学生、無職の方、自営業者の方等 ▼転入・転出・転居で住所や氏名が変わったとき 〇年金手帳、年金証書、印鑑 ▼被保険者が死亡したとき（死亡一時金・遺族基礎年金を請求できる場合あり）、国外転出や年金受給額を増やすために任意加入するとき（☆☆）、保険料の納付が困難なとき（学生納付特例や免除申請をするとき）（☆☆） 〇年金手帳、印鑑 ▼被用者年金に加入していない方が20歳になったとき

▼共通 〇14日以内に（☆☆）は速やかに）本所国保年金課 〇内線113または各地域庁舎市民福祉課へ 〇他追加の書類が必要な場合があります。本人以外の手続きは委任状が必要



生活・その他



子供の携帯電話等には フィルタリングの設定を！

子供に携帯電話・スマートフォンを持たせる場合は、フィルタリング（インターネット上の有害サイトへのアクセスを制限する機能）を設定しましょう。また、インターネットに接続可能な携帯ゲーム機や音楽プレーヤー等についても、同様の設定をお勧めします。

▼携帯電話・スマートフォンは、利用目的・方法・時間・料金等を家族でよく話し合って利用しましょう

〇青少年育成センター（櫛引庁舎） 〇0120・028・234

市民の皆さんのご参加をお願いします 鶴岡地域春の清掃ワゾン作戦&側溝清掃

日・場 ▼ワゾン作戦と側溝清掃 4月7日 〇：第二・第三学区 14日 〇：第一・第五学区 21日 〇：第四・第六学区 ▼ワゾン作戦 3月24日 〇：西郷地区 4月6日 〇：京田地区 7日 〇：斎・黄金・栄・上郷・三瀬地区 14日 〇：大泉・小堅・由良地区 21日 〇：湯田川・田川・湯野浜地区 5月5日 〇：加茂地区 12日 〇：大山地区

■ごみ等の回収・運搬 ▼ワゾン作戦 第一〜第六学区：当日午後 他の地区：翌日から2日以内 ▼側溝清掃 2日以内 〇ワゾン作戦：廃棄物

対策課 〇内線677 ▼側溝清掃：本所土木課 〇内線488

カセットボンベなどの 処分方法

カセットボンベなどのガスを抜くため、缶に穴を開ける行為は、火災の原因になったり、ガスを吸い込み体調不良を起したりするなど大変危険です。穴を開けずに使い切ってからごみステーションに出してください。

■使い切り方 ▼カセットボンベ カセットこんろで煮炊きするなど有効に活用し使い切ってください ▼殺虫剤等のスプレー缶 使い切れない場合は缶に記載されている排出方法の手順に従って、必ず風通しが良く火気のない屋外でガスを抜いてください

缶を振って音（シャカシャカなど）がしたらまだ中身が残っています。必ず使い切るかガスを抜いてください。

なお、ガスが残ったままごみに出すと収集車や処理施設で火災の原因となりますので、個人でガスを排出できない場合はご相談ください。

〇廃棄物対策課 〇内線677

公共下水道事業負担金

公共下水道鶴岡地区内の次の対象区域について、平成31年度から新たに公共下水道事業負担金を納めていただきます。対象区域内の土地を所有する方に、公共下水道事業受益者申告書を4

